かっぱ新聞

第126号

令和8年10月 吉日

【ケアマネジャーの更新制の廃止と研修制度の見直しについて】

10月26日に開催された第137回社会保障審議会介護保険部会において、ケアマネジャー資格の更新制の廃止に伴う法定研修の新たな体系が明らかにされました。新たな体系への移行日は2027年12月1日です。以下は厚労省資料の主な部分の抜粋です。

【ケアマネジャー資格の更新制廃止と法定研修体系の見直し】

［見直し内容］

研修受講を要件とした資格更新の仕組みを廃止

●一度交付を受けた資格は、期限により失効することはなくなります。
●一定期間（例：５年間）の間に、任意のタイミングで分割して受講できる仕組みとします。
●初回の更新研修相当の研修などを中心に、全体の時間数の縮減を検討します
●国による教材の一元作成や（※）、オンライン受講を推進します。

（※）研修の内容についても、直近の制度改正・報酬改定の内容など最新の知識が学べるように見直し、研修の質の確保を図ります。

［見直しの方向性（受講負担軽減のための方策）］

（１）研修の受講方法について

○一定期間（就業開始から５年）を一区切りとして、その間に受講者の希望に応じて、柔軟に研修を分割して受講することができるものとし、基本的にオンライン・オンデマンド形式での受講とする。

（２）研修資材について

○全ての研修における講義部分について、国が作成した研修資材（動画・スライド）を活用することを必須とする。
（告示や通知で規定）
※研修資材については、令和９年４月から都道府県において使用可能とする。
※演習については引き続き、都道府県において教材作成等を含めて実施するが、国でも演習実施にかかるマニュアルを作成する。

［研修受講義務について］

○研修の受講にかかる義務については、これまでケアマネジャー本人にのみ講じていたところ、見直し後は、実務に従事しているケアマネジャーへの研修受講義務に加えて、新たに、ケアマネジャーを雇用する事業者に対して、雇用するケアマネジャーが研修受講の機会を確保できるよう義務を課すこととしている。具体的には以下の取扱いとする。

（１）研修受講対象者

【現　行】全てのケアマネジャー　⇒　【改正後】実務に従事しているケアマネジャー

（２）研修の義務

【現　行】ケアマネジャー本人に対して、証の更新のために研修の受講が必要
【改正後】①および②に対して義務を課す
①実務に従事しているケアマネジャー本人　②ケアマネジャーを雇用する事業者

ケアマネジャーを雇用する事業者に対して、雇用しているケアマネジャーについての都道府県への報告及び研修受講機会確保のために必要な措置を講ずる義務を課すこととしている。（改正介護保険法第六十九条の四十第１項２項）

※「研修受講機会確保のための必要な措置」とは具体的に、
・ケアマネジャーが勤務時間中に研修を受講する場合には、研修受講時間についても労働時間とみなすこと
・研修受講が円滑に行われるようにするための業務の配分又は人員の配置などについて必要な措置を行うこと　等を想定。

（３）研修受講対象者の把握及び受講状況の把握について

①指定研修受講管理機関でのシステム等での管理のほか、②事業者からの「従事届」/「非従事届」(仮称)の提出により、研修受講対象者及び受講状況の把握をする。

①指定研修受講管理機関でのシステム等での管理
・年度をまたいだ受講管理や他都道府県での受講状況の把握ができるような改修を行うことを想定。

②事業者からの「従事届」/「非従事届」（仮称）の提出
・ケアマネジャーを雇用する事業者に対して、ケアマネジャーを従事させた日又はケアマネジャーの退職等が発生した日から10日以内（指定に係る変更届と同様）に、当該情報を都道府県に報告することを義務づける。
・新しくケアマネジャーを雇用した場合には「従事届」を、ケアマネジャーが退職した場合ややむを得ない事情により一定期間研修の受講が難しいことが見込まれる者がいた場合に「非従事届」を提出させる。

（４）ケアマネジャーが研修受講期間内に研修を受講していない場合の取扱いについて

【現　行】証の有効期限内に更新研修を修了できなければ、証が失効し、直ちに業務停止となる。
【改正後】ケアマネジャーは研修受講期間内に研修を修了していなくても直ちに業務停止とならない。

【出典】R08.10.26 社会保障審議会介護保険部会（第 137 回）資料「介護支援専門員法定研修の見直しの検討状況について（報告）」
https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001762527.pdf

掲示板

保守グループ　横江　卓也

半年ほど前に迎えた保護猫との交流を図るため、リビングで猫用動画を一緒に見ていたところ、夢中になった猫がテレビに飛びかかって液晶を割られてしまいました。思わぬ出費でしたが、距離は少し縮まった気がします。肌寒くなってきたので、猫用あったかベッドの導入を検討中です。皆様も暖かくしてお過ごし下さい。

株式会社インフォ・テック　TEL:06-6975-5655　FAX:06-6975-5656